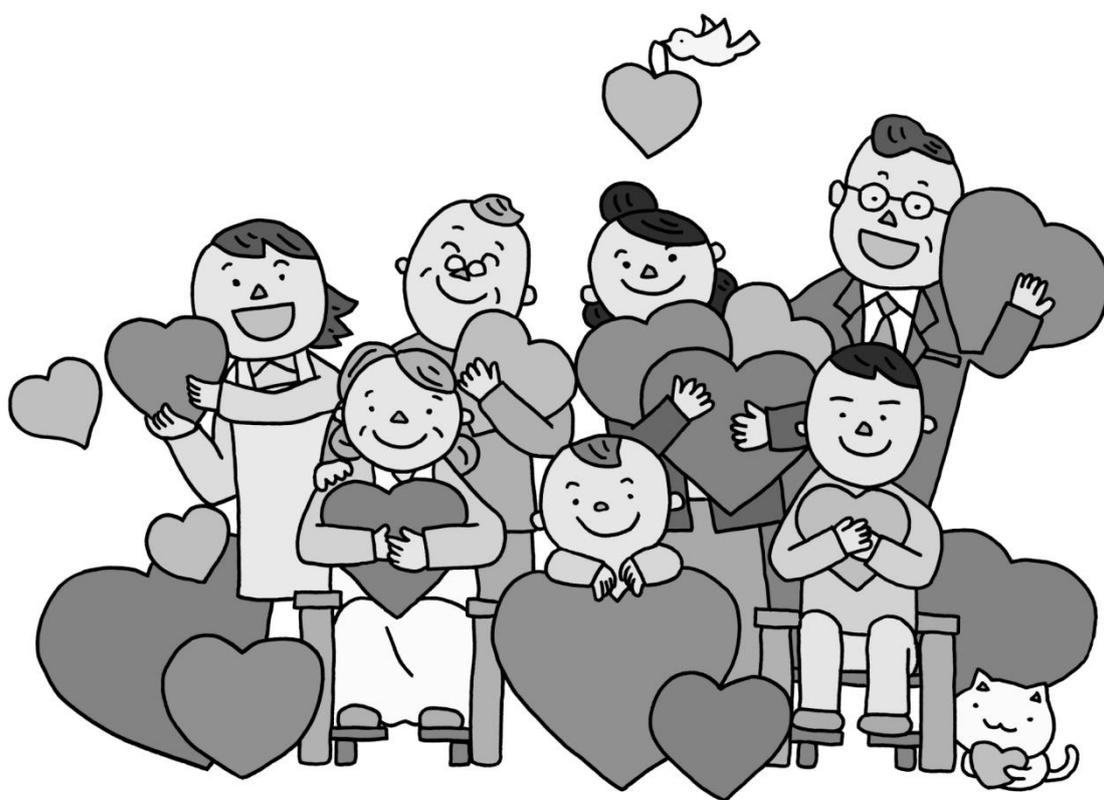


第2次北杜市障害者計画



平成25年3月

北杜市

共生社会の実現に向けて



『五体不満足』の著作などで有名な乙武洋匡（おとたけひろただ）さんは、パラリンピックについて、自身のホームページで次のように述べられています。

（中略）それでも、あえて誤解を恐れずに言うならば、将来的にパラリンピックはなくなってほしいと思っている。もちろん、障害者アスリートが活躍できる檜舞台をなくせと言っているわけではない。オリンピックとパラリンピックが統合され、いずれ、ひとつの大会として開催されることを望んでいるのだ。

たとえば、柔道。五輪でも、男女とも体重によって7つの階級に分けられている。それは、同じ競技とは言え、あまりに体重が異なる選手同士が試合を行うのは不公平だからだ。ならば、100m走に、「一般の部」「視覚障害の部」「聴覚障害の部」「車いすの部」など、様々な“階級”があってよい。（以下略）

乙武洋匡オフィシャルウェブサイト OTO ZONE 2012年9月3日
「パラリンピックをなくしたい！」<http://ototake.com/mail/196/>

まさしくこの考え方は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法の目的に適うものではないでしょうか。

本市では、障害者基本法に基づき、障害者に関する保健・福祉、教育、雇用、移動・交通手段、バリアフリーなどの施策について、今後5年間の方向性をまとめました。障害のある方々が住みやすい地域は、誰もが住みやすい地域でもあるはずです。一步一步ではありますが、この計画を着実に前に進め、大きな理想を実現していきたいと考えています。

結びに、本計画の策定にあたり、前向きで貴重な御意見をいただきました北杜市障害者計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、ヒアリング等に御協力いただきました関係機関・団体の皆さま、市民の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、今後一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年3月

北杜市長 白倉 政司

目次



第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景・趣旨.....	1
第2節 計画の性格と位置づけ.....	3
第3節 計画の期間.....	4
第4節 計画の策定にあたって.....	5
第2章 計画の目指す方向	7
第1節 基本理念.....	7
第2節 3つの基本方針.....	8
第3節 施策の体系.....	9
第3章 具体的な取り組み	10
第1節 暮らしへの支援.....	10
(1) 相談支援・情報提供・権利擁護体制の整備.....	10
(2) 保健・医療の充実.....	14
(3) 安全・安心な生活環境の整備.....	16
第2節 健やかな育ちへの支援.....	20
(1) 療育・保育の充実.....	20
(2) 個々に応じた教育の推進.....	22
第3節 社会参加への支援.....	25
(1) 雇用・就労の促進.....	25
(2) 社会参加への手段の確保.....	28
(3) 福祉に関する理解促進.....	30
(4) ユニバーサルデザインの促進.....	32
第4章 計画の推進体制	33

資料編.....	34
1 特別支援学級数及び生徒数.....	34
2 北杜市から特別支援学校への通学生徒数.....	34
3 保育園・小中学校での加配職員数.....	35
4 障害者やそのご家族からの相談件数.....	35
5 障害者就業・生活支援センター相談対応件数.....	36
6 ほくとハッピーワークでの相談件数及び就職者数.....	36
7 親子のびのび教室及びすくすく相談の件数.....	37
8 障害者の災害時要援護者支援制度の登録状況.....	37
9 市内相談先一覧.....	38
10 福祉避難所一覧.....	38
11 用語解説一覧.....	40
12 第2次北杜市障害福祉計画策定経緯.....	44
13 第2次北杜市障害者計画策定委員会委員名簿.....	45

第 1 章

計画の策定にあたって



第 1 節 計画策定の背景・趣旨

我が国では、「障害者とそうでない人が分け隔てなく普通に共存できる社会こそが正常な状態である」というノーマライゼーション^{※1}の理念のもと、障害者もそうでない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向け、障害者の自立と社会参加を目的に施策が講じられてきました。

近年、社会情勢の著しい変化や保健・医療技術の進歩等を背景に、国の法制度が大きく変わり、障害者を取り巻く状況は大きな転換期を迎えています。

- 平成 22 年の「障害者自立支援法違憲訴訟に係る基本合意」により、司法の場で自立支援法の廃止と障害者制度改革が確約されました。これを受け、障害者自立支援法の廃止が検討され、同年いわゆる「つなぎ法」として、障害者自立支援法や児童福祉法等を一括して改正する法律が成立しています。
- 平成 23 年 8 月には、「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布・施行され、目的規定や障害者の定義などについて改正され、障害者施策の在り方が障害者福祉から障害者支援へと見直されました。
- 平成 24 年 6 月には、障害者自立支援法の改正法が成立し、障害者自立支援法は平成 25 年 4 月から「障害者総合支援法」に改められることになりました。難病患者を障害福祉サービスの対象に追加することや、個々のニーズに基づいた地域支援体系の整備などが盛り込まれました。
- また、平成 24 年 10 月には「障害者虐待防止法」が施行され、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務が課されるとともに、市町村が虐待の通報や届出を受理する窓口を設けることとなりました。
- さらに、現在、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて「障害者差別禁止法」の成立に向けた検討が進められています。

※1 障害のある人もそうでない人も、社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、地域の中でともに生活することが正常な社会の在り方であるという考え方。

ノーマライゼーション^{※1}の考え方が社会の中に浸透するに伴い、それを一歩進めたインクルージョン^{※2}という考え方が学校、地域、社会づくりの新たな方向性として求められています。この理念を踏まえて、北杜市（以下「本市」という。）においても、障害者を地域で包み込み、ともに生きる社会づくりを目指していく必要があります。

以上のことから、平成 24 年度末に北杜市障害者計画の計画期間が終了することを受け、国の動向や背景、これまでの成果や課題の分析・評価を行い、本市における障害者施策の基本指針として、総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、各種施策の方向性を明らかにした「第 2 次北杜市障害者計画」を策定するものです。



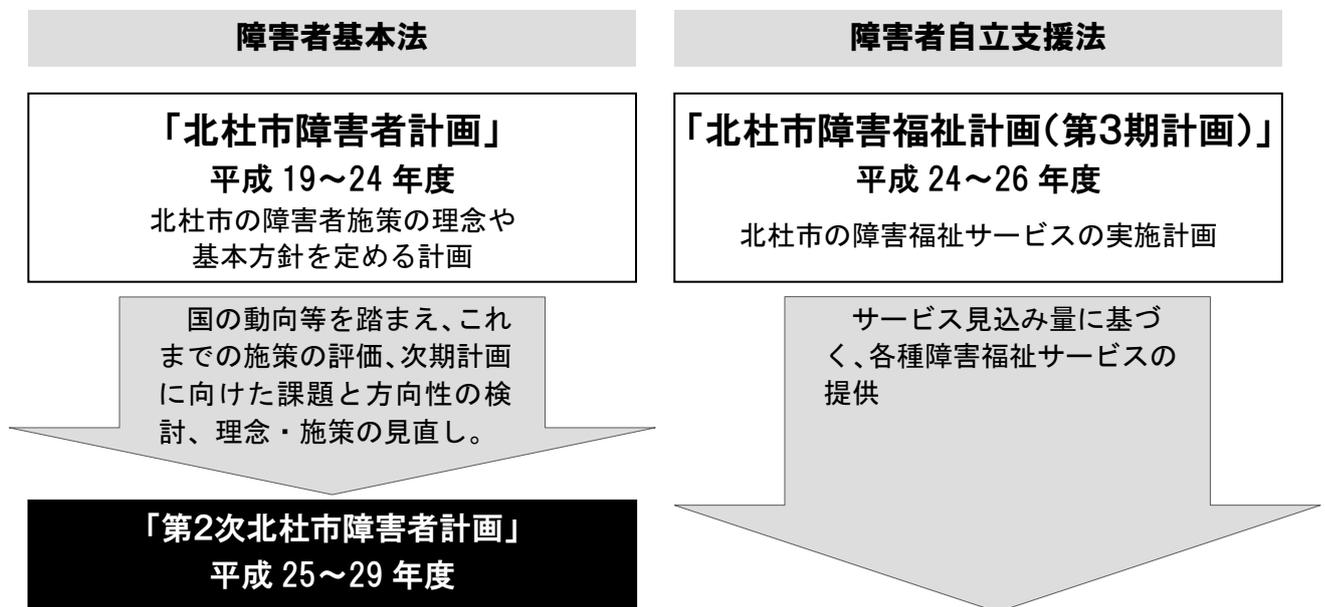
※1 P 1 を参照。

※2 本来「包含、包み込む」ことを意味する。すべての人を社会の構成員として包み、支え合い、共生する、共に生きる社会を目指すという考え方であり、障害者が普通の場所で普通に生活すること。

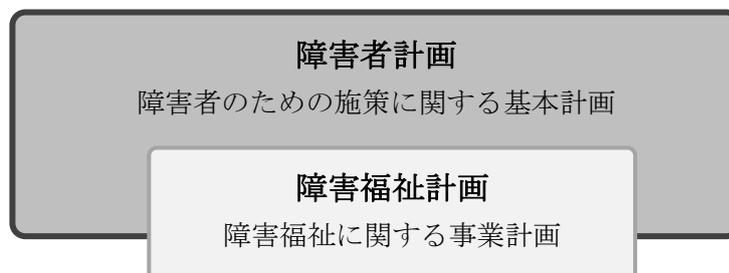
第2節 計画の性格と位置づけ

北杜市障害者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

なお、北杜市障害福祉計画は、障害者自立支援法（平成25年4月から「障害者総合支援法」）第88条第1項に規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等の確保をするための方策などを定めた計画であり、「障害福祉に関する事業計画」という位置づけになります。



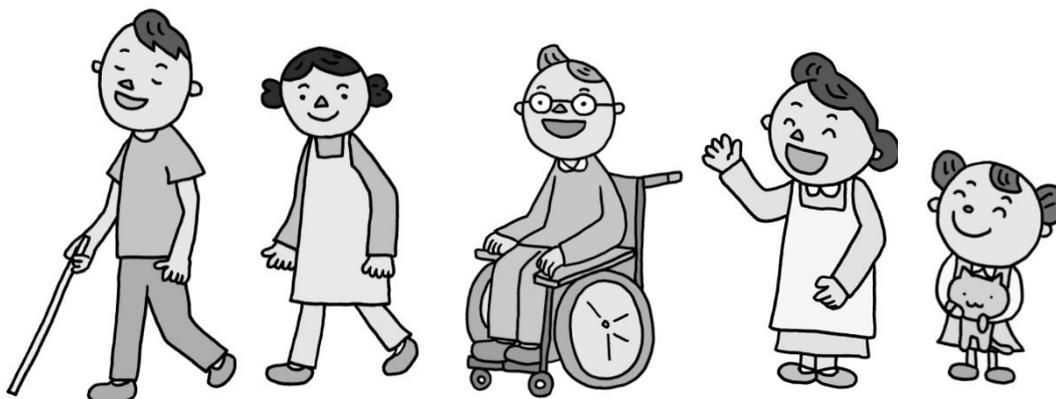
■ 障害者計画と障害福祉計画の位置づけ



第3節 計画の期間

「第2次北杜市障害者計画」の計画期間は、平成25年度から平成29年度の5年間とします。

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
北杜市障害者計画(19～24年度)										
					見直し	第2次北杜市障害者計画(25～29年度)				
北杜市障害福祉計画 (18～20年度)		北杜市障害福祉計画 (第2期計画) (21～23年度)			北杜市障害福祉計画 (第3期計画) (24～26年度)					





第4節 計画の策定にあたって

(1) アンケート調査の実施

①調査目的

本調査は、「第2次北杜市障害者計画」の策定にあたり、障害者の日常生活の状況の把握や将来への希望、一般市民の障害者に対する認識や意識等について把握し、計画策定の基礎資料として障害者施策の推進を図ることを目的に実施しました。

②調査設計及び回収結果

- 調査地域：市内全域
- 調査対象者：北杜市全域で各種手帳所持者及び発達障害^{※3}の診断を受けている児童、2,628人
北杜市に在住の市民、1,000人
- 調査期間：平成24年9月28日～10月12日
- 調査方法：調査票による本人記入形式（本人が記入できない場合は家族など）
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

	調査対象数	回収数	有効回答数	有効回答率
手帳所持者等	2,628	1,494	1,442 ^(注)	54.9%
市民	1,000	409	409	40.9%

(注)手帳所持者等の有効回答数は、調査票中の「問6 あなたはどの障害者手帳をお持ちですか。」への回答があったものとしています。

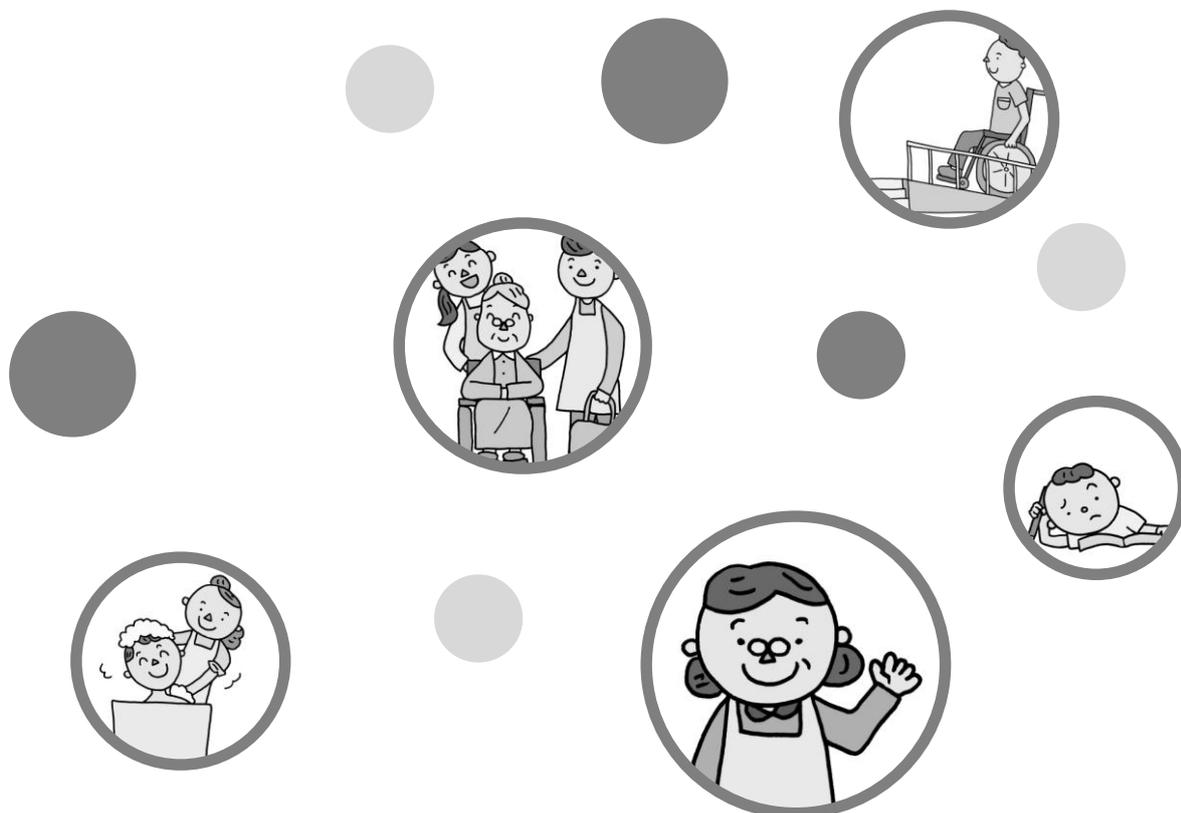
※3 精神面、運動面の発達に問題があつて、日常生活に支障があり、社会適応に向けた支援が必要な状態。幼児のうちに現れることが多く、どんな能力に障害があるのか、どの程度なのかは人によって異なる。発達障害者支援法においては「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

(2) 団体ヒアリング調査の実施

- 調査対象者：障害者施策に関連する関係団体・機関7か所
- 調査期間：平成24年10月31日、11月6日
- 調査方法：事前シートを配布し、直接面談方式による聞き取り調査

(3) 庁内ヒアリング調査の実施

- 調査対象者：障害者に関連する取り組みを実施している庁内各課
- 調査期間：平成24年11月14日、11月16日
- 調査方法：直接面談方式による聞き取り調査



第2章

計画の目指す方向

第1節 基本理念

本市では、「自立と支えあい・やさしさあふれる杜づくり計画」を基本理念として、障害者施策の推進を図ってきました。

障害者が、障害を理由に選択肢が限られることなく、自らの生き方を選択し、自分らしく豊かに過ごしていくための「自立」と、その選択を尊重し、支援する「支えあい」とは障害者施策にとって普遍的な目標であるといえます。

そのため、今後も第1次計画の基本理念である「自立と支えあい・やさしさあふれる杜づくり計画」を引き続き基本理念として、障害者施策の推進を図ります。





第2節 3つの基本方針

基本方針1 暮らしへの支援

障害の種別や程度にかかわらず、必要とするサービスを利用し、住み慣れた地域での安全・安心な暮らしの支援に努めます。また、インクルージョン^{※2}の視点から、地域全体で助けあいや支えあいを進めるしくみづくりを進めます。

さらに、障害者が自己決定の際に、選択の幅を広げる適切な情報提供に努めるとともに、障害者やその家族が抱える問題や悩みが速やかに改善されるよう、北杜市障害者総合支援センター（かざぐるま）（以下「かざぐるま」という。）の周知・啓発を強化し、活用へつなげます。

基本方針2 健やかな育ちへの支援

一人ひとりの個々の特性に応じた発達を最大限に確保するために、年齢に伴って変化する生活段階に応じた支援と、多様なニーズに適切に応えられる療育^{※4}・保育・教育を継続していくとともに、関係機関・団体との情報共有などの連携を強化します。

また、発達の度合いに応じて児童・生徒に合った学習指導や学校生活を送ることができる環境づくりに努めます。

基本方針3 社会参加への支援

障害者の働く権利、自己実現、社会への貢献の観点から、障害者とその適性と能力に応じて最大限自身の能力を発揮できるよう、雇用・就労の機会の充実を図ります。

また、障害者の社会参加を積極的に受け入れる社会づくりとして、障害や障害者への理解を促進します。加えて、公共施設のバリアフリー^{※5}化に努めるとともに、障害者が社会とつながれる機会を保障し、障害者が社会の中で活動しやすい環境づくりを推進します。

※2 P2を参照。

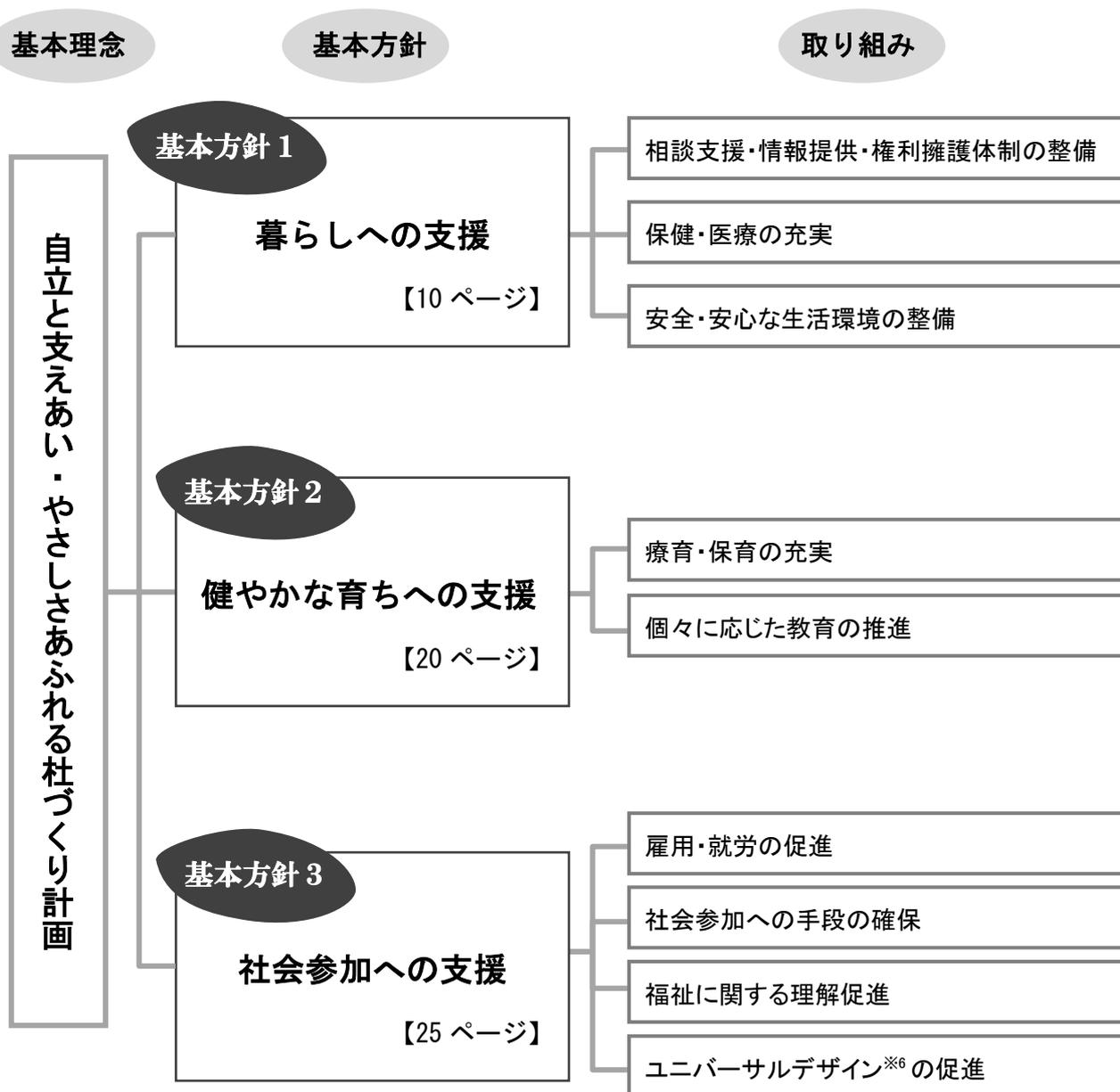
※4 障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる治療教育のこと。

※5 誰もが自立した生活を送れるようにするために、障害者や高齢者の生活や行動を差別したり、妨害するものを取り除こうとする概念。バリアには、都市環境・建築物等の物理的なバリア、人間の意識や態度、行動などの背景にある心理的なバリア、社会的な制度のバリア、コミュニケーションのバリアなどが挙げられる。



第3節 施策の体系

本計画の施策の体系は以下のとおりとなります。



※6 年齢や性別、障害のあるなしに関わらず、できるだけ多くの人が利用可能なデザインにすること。

第3章

具体的な取り組み



第1節 暮らしへの支援

(1) 相談支援・情報提供・権利擁護体制の整備

現状と課題

- 障害者が地域で安心して暮らしていくためには、気軽に相談できる体制を整え、障害者やその家族が抱える問題や悩みを早期に発見し対応することが必要です。また、地域で暮らしていくために必要な情報を適切に提供していく体制も求められています。
- アンケート調査によると、現在の相談体制の満足度では、いずれの障害においても「わからない」、「満足している」がそれぞれ約3割程度となっていますが、不満とを感じる場合の理由では「気軽に相談できる場がない」が約2割と最も多くなっています。
- 加えて、かざぐるまの利用・周知状況については、いずれの障害も「名前は知っている」は2割前後となっており、「知らない」が全体で約7割となっています。
- 相談できる相手の有無については、いずれの障害においても「家族」が5割以上で最も多くなっています。さらに、知的障害者では「入所・通所している福祉施設の職員」が約5割、精神障害者では「病院・診療所の医師や看護師等」が約4割となっています。
- また、団体ヒアリング調査によると、悩みを抱える人を相談につなげていくためには、日頃からコミュニケーションを重ね、信頼関係を築くことが重要との意見が挙げられています。

課題

かざぐるまの総合相談機能をより有効的に機能させるためには、今まで以上に多くの障害者の方に利用してもらえるよう、さらなる周知活動が必要です。

障害の種別により、頼りとする相談相手が異なることから、相談支援を必要とする障害者が利用している施設・機関と日頃から情報共有などを行い連携を深めておく必要があります。

具体的な取り組み

項目		取り組み内容				
1-1	相談支援体制の充実 かざぐるま	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活においてあらゆる悩みや相談に対応できるよう、かざぐるまにおいてワンストップの総合相談を行います。 かざぐるまを地域の相談支援の拠点と位置づけ、事例検討などを通じて相談支援専門員^{※7}の人材育成を行います。また、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所^{※8}、関係機関とのネットワークを構築し、情報共有・連携を図ります。 				
			就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期
		○	○	○	○	
1-2	情報提供の充実 かざぐるま	<ul style="list-style-type: none"> 支援を必要としている障害者やその家族が相談に結びつくよう、かざぐるまの周知・広報を徹底します。 障害者のニーズや障害特性に応じ、障害福祉サービスや各種福祉制度、医療機関、相談窓口等の情報について随時提供します。 				
			就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期
		○	○	○	○	
1-3	権利擁護と虐待防止体制の整備 かざぐるま	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の権利と財産を守るため、成年後見制度^{※9}の周知を行うとともに、制度の利用促進を図ります。 障害者への虐待防止推進を図るため、障害者虐待防止法について継続的に広報し、かざぐるまにある相談・通報窓口の周知を行います。 				
			就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期
					○	○

※7 障害者の日常生活上の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する。

※8 障害者の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う。

※9 認知症高齢者や知的障害、精神障害者などの「判断能力が不十分な方の権利を擁護する」ための制度。本人の判断能力が不十分になった後に、後見人を立て、家庭裁判所へ申請し決定する「法定後見」と、将来の後見人の候補者を本人があらかじめ選任しておく「任意後見」がある。

障害福祉計画の関連する施策

以下の関連する施策の詳細については、「北杜市障害福祉計画（第3期計画）」で定めています。

●障害福祉サービス（計画相談支援^{※10}・障害児相談支援）（P17）

●相談支援事業（P19）

●成年後見制度利用支援事業（P26）

●市単独事業（障害者虐待防止法への対応）（P28）



※10 特定相談支援事業者がサービス等利用計画とよばれるケアプランを作成し、障害者の日常生活や社会生活を支援すること。

北杜市障害者総合支援センター（かざぐるま）とは

北杜市障害者総合支援センター（かざぐるま）は、相談支援・デイケア※11・就労支援・各種申請受付等をワンストップで行える、障害者やその家族のための拠点施設です。

■主な事業

相談支援	福祉サービス・日常生活で困ったことなどのご相談に応じます。 【対象者】北杜市にお住まいの支援が必要な障害者とその家族
地域活動支援 （デイケア）	地域において自立して日常生活または社会生活を営むことができるよう障害者が気軽に立ち寄れる場を提供します。 【対象者】北杜市に在住の障害者
特定相談支援・児童 相談支援	障害福祉サービス・障害児通所支援を支給する際に勘案する、ケアプランを作成します。 【対象者】北杜市からサービス等の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者
障害者虐待防止 センター	障害者に対する虐待の通報や届出の受け付けを行います。又、虐待を防止するための相談等を行います。 【対象者】北杜市に在住の障害者及びその養護者



※11 地域の障害者について、日中活動の場や居場所を提供することにより、支援員・地域住民ボランティアとの様々な活動を実施し、地域生活の支援を行うもの。

(2) 保健・医療の充実

現状と課題

- 障害の予防・軽減を図るためには、疾病や障害をできるだけ早期に発見し、必要な診療や相談支援につなげていくことが必要です。
- 人口の高齢化や社会情勢の不安定化に伴い、全国的に身体障害者や精神障害者が増加しており、本市においても同様の傾向がみられます。手帳所持者全体の構成をみると、身体障害者が最も多くなっていますが、近年では、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者も増加傾向にあります。
- アンケート調査によると、身体障害者の年齢は8割以上が60歳以上となっており、高齢者の割合が高くなっています。また、身体障害の種類はほとんどが肢体不自由か内部障害となっていますが、その原因として半数が「疾病」と回答しています。

課題

生活習慣病を起因とする疾病など日常的な健康づくりで対応できるものについては、障害に至ることのないよう、保健事業の取り組みを強化する必要があります。



具体的な取り組み

項目		取り組み内容				
2-1	障害の原因となる疾病の 予防 健康増進課 介護支援課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害の原因となる疾病を予防するため、健康相談や健康教育等を実施し、生活習慣の改善に向けた指導や正しい知識の普及・啓発に努めます。 ■ 食生活改善推進員や保健福祉推進員の協力のもと、地域での健康に関する講座等を開催します。 	就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期
				○	○	
2-2	各種健（検）診の受診勧 奨 健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活習慣病など、障害の原因となる疾病の早期発見を目的として、各種健（検）診の受診率の向上を図ります。 ■ 各種健（検）診を実施する際は、障害者が安心して受診できる環境づくりに努めます。 	就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期
				○	○	
2-3	こころの健康づくり 健康増進課 介護支援課	<ul style="list-style-type: none"> ■ こころの健康づくりのための健康相談や健康教育を実施します。 ■ こころの健康づくりについて、周知啓発を行い、市民全体が正しい知識を持てるよう努めます。 	就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期
				○	○	

(3) 安全・安心な生活環境の整備

現状と課題

- 住み慣れた地域が誰にとっても安心した生活の場となるよう、生活の基礎となる快適な住まいの場の確保が重要となっています。
- 庁内ヒアリングによると、市では、公営住宅法及び山梨県障害者幸住条例^{※12}に則り、新規で建設する公営住宅については、エレベーターの設置や、スロープの設置等に配慮を行い、既存の公営住宅については、スロープや手すりの設置等を心がけています。また、公営住宅への入居を希望する障害者へは、低層階への優先入居等の配慮を行っています。
- 一方で、快適な住まいの場の確保とともに、火災や地震等の災害による被害を防ぐ防災対策を積極的に進めることが安心して暮らせる生活環境の実現に必要です。
- アンケート調査によると、障害者の災害に対する備えの状況については、「とくに準備をしていない」がいずれの障害でも3割前後で多く、知的障害者と精神障害者では最多となっています。しかし、災害発生時には、身体障害者と精神障害者では「必要な治療や薬を確保してほしい」にそれぞれ3割強と4割強、知的障害者では「避難所までの支援をしてほしい」と「避難時の声かけをしてほしい」に3割強の回答があり、災害発生時の支援への要望が高くなっています。
- 「災害時要援護者支援制度^{※13}」の周知度については、「登録している」はいずれの障害でも5%未満となっており、「知らない」が6割以上となっています。しかしながら、現在登録せず、制度についても知らない障害者のうち、3～4割程度の方が「今後登録したいと思う」という意向を持っています。

※12 障害者の自立と社会、経済、文化活動への積極的な参加を促進し、障害者が生きがいを持って幸せに暮らすことのできる社会づくりを推進することを目的に、山梨県において制定された条例。

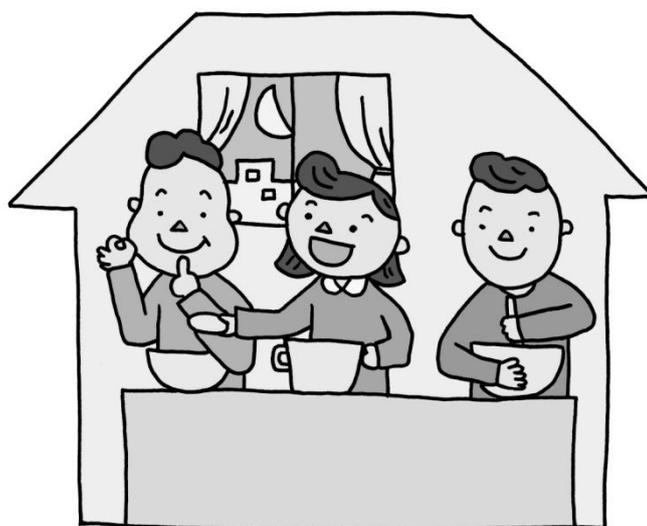
※13 災害時に何らかの手助けが必要な人（要援護者）の情報を日頃から地域内で共有し、声かけなどの日常的な活動を通じて、災害時の安否確認や避難支援などが行えるよう、行政区（自主防災組織）、消防団、民生委員・児童委員、近所の方などが連携して支援していく制度。

課題

安心、安全な生活環境という視点から、性別、年齢、身体状況に関係なく、誰にとっても住みやすい住環境の実現に向けて、バリアフリー化を推進していく必要があります。

加えて、災害時に向けた個々の備えを促進する必要があると同時に、災害時における障害者の避難や安否確認を地域で支える災害時要援護者支援制度の普及が求められています。

また、災害時要援護者支援制度を知らない障害者の中にも登録意向のある人がいることから、今後も制度の一層の周知に努めることで理解を促進し、制度への登録につなげることが必要です。



具体的な取り組み

項目		取り組み内容				
3-1	公営住宅のバリアフリー化及び優先入居の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存の公営住宅について、手すりやスロープの設置等への配慮を行っていきます。 ■ 新規に公営住宅を建設する場合は、公営住宅法及び山梨県障害者幸住条例に則り、誰もが住みやすい住宅となるよう配慮します。 ■ 公営住宅に障害者等が優先的に入居できる枠を確保するとともに、その他の部屋等についても、入所希望者が多数いる場合は、優先的に入居できるよう配慮します。 				
		住宅課	就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期
				○	○	
3-2	グループホーム ^{※14} 等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者が地域の中で自立した生活を送るための拠点となるグループホーム等の整備を促進するため、事業者に対して、補助金や公有財産などに関する各種情報の提供、必要な協力を行います。 				
		福祉課	就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期
				○	○	
3-3	災害時の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害等が発生した際に、広く市民へ発信できるよう、「北杜ほっとメール^{※15}」への登録を促進します。特に、防災行政無線などが聞こえず情報が得にくい障害者に対しては、福祉課窓口での案内を行います。 				
		地域課 福祉課	就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期
			○	○	○	

※14 障害者が一般住宅などで、家事等の日常生活上の支援を受けながら少人数で自立した生活をする居住の場。

※15 地域の災害情報・防災情報・防犯情報などを、登録した市民の携帯電話やパソコンに配信をするサービス。

項目		取り組み内容				
3-4	災害時要援護者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に支援を必要とする障害者について、迅速な安否確認や避難誘導が行えるよう、災害時要援護者支援制度への登録を推進するとともに、支援体制の強化を図ります。 地域での連帯に基づき、防災・減災のための活動を行う自主防災組織^{※16}の結成を促進し、地域で生活する障害者の把握を呼びかけます。 				
		地域課 福祉課	就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期
			○	○	○	○
3-5	福祉避難所 ^{※17} の確保	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人等が運営する障害者施設、高齢者施設を福祉避難所に指定し、災害時の避難が長期化した時、障害者等が安心して避難生活を送れる場の確保に努めます。 				
		地域課 福祉課 介護支援課	就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期
			○	○	○	○

障害福祉計画の関連する施策

以下の関連する施策の詳細については、「北杜市障害福祉計画（第3期計画）」で定めています。

●居住系サービス（P15、16）



※16 地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織。

※17 高齢者や障害者など、災害時に援護が必要な人たちに配慮した市指定の避難所。北杜市の指定施設は35施設。（P38参照）



第2節 健やかな育ちへの支援

(1) 療育・保育の充実

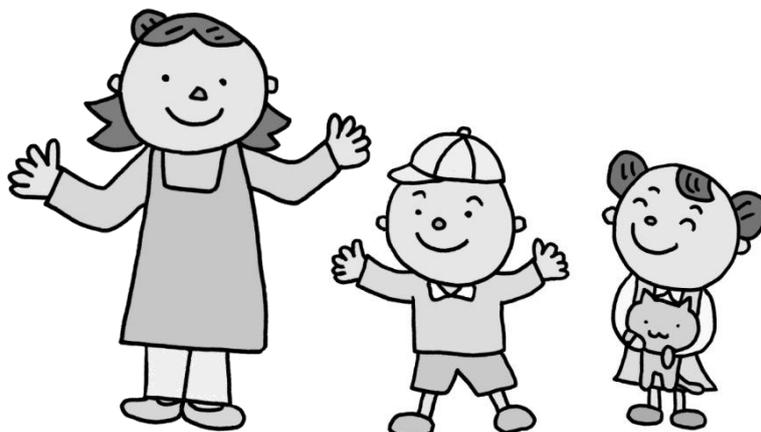
現状と課題

- 発育・発達が気になる子どもの個々の個性を發揮し、能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期の各種健診事業等を通じた障害の早期発見・早期療育や、障害や発達段階に応じた保育が必要であり、保健・医療・福祉などの関係機関により療育・保育体制の充実を図ることが求められています。
- 団体ヒアリングでは、発育・発達が気になる子どもを持つ保護者の中には、子どもの発育・発達だけでなく、家庭の問題、仕事の問題など様々な悩みを抱えている方も多いため、そのような悩みに対する相談支援や子育て支援が重要であるとの意見が挙げられています。

課題

障害があっても、子どもが持っている能力を引き出し、それを最大限に伸ばすことができるよう、障害の早期発見・早期療育に努めるとともに、障害や発達段階に応じた療育や保育を受けられる体制を強化していくことが必要です。

節目節目の相談の場を通じて、保護者の抱える悩みの軽減についても努めていくことが必要です。



具体的な取り組み

項目		取り組み内容			
4-1	乳幼児健診・相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 乳児健診（4ヵ月児、7ヵ月児、12ヵ月児）、幼児健診（1才6ヵ月、2才、3才）や、5才児相談を実施し、疾病や発達障害、または環境的要因による、子どもの発達の問題等の早期発見・対応に努めます。また、健診未受診者に対しては、家庭訪問などによる把握に努め、心身の発達や育児環境を確認し、必要な支援を行います。 			
		健康増進課	就学前	就学期	卒業後/成人
		○			
4-2	発育に関する相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 各種乳幼児健診を通して、発育・発達が気になる子どもとその保護者を対象に、「親子のびのび教室」、「すくすく相談」を実施します。 適切な療育に向けた支援のため、心理相談員や保健師が対象者の特性に応じた適切な指導を行い、必要に応じて医療機関や専門施設を紹介します。 地域療育コーディネーター^{※18}と連携し、発育・発達が気になる子どもやその家族に対し、乳幼児期からの継続的な支援システムを構築します。また、個人情報の取扱いに配慮しながら、かざぐるまと地域療育コーディネーターとで情報を共有します。 			
		健康増進課 かざぐるま	就学前	就学期	卒業後/成人
		○			
4-3	保育士の適切な配置	<ul style="list-style-type: none"> 支援を必要とする子どもには、必要に応じて加配保育士を配置し、保育園内における円滑で安全なクラス運営を行います。 			
		子育て支援課	就学前	就学期	卒業後/成人
		○			

※18 在宅の障害児（者）やその家族の地域での生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談を行う。

(2) 個々に応じた教育の推進

現状と課題

- 発育・発達が気になる子どもの個々の教育的ニーズや発達段階に応じた適切な指導及び支援を行える環境を整えるとともに、就学前から就学期まで一貫した支援を行う体制づくりが重要となっています。
- アンケート調査によると、障害者の教育で必要なことでは、知的障害者では「自分に合った学習指導を受けられること」が5割近くの回答となっています。
- 障害者にとって住みよいまちをつくるために必要なことでは、知的障害者において「障害の特性を理解し、その子どもの可能性を伸ばすような教育の充実」に約2割の回答があります。さらに、一般市民においても、障害のある児童・生徒の就学環境で望ましいこととして、「できるだけ障害に応じた専門的な教育やサポートが得られる環境」に約6割の回答があります。
- また、障害者の教育で必要なこととして、身体障害者では、「多くの子どもに障害のことをもっと知ってもらうこと」や「みんなと交流する機会がたくさんあること」に2割近い回答があり、一般市民においても、障害のある児童・生徒の教育について「障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流」で8割強が『必要』と回答しています。
- 団体ヒアリングによると、保育園、小学校、中学校での連携を強化し、情報を共有することの重要性が挙げられており、庁内ヒアリングにおいても、乳幼児期から保育園に通う間は、市の保健師や保育園とで情報共有がなされていますが、就学時健診時以降、それらの情報が小学校や中学校に引き継がれていないとの課題が挙げられていました。

課題

発育・発達が気になる子どもが自分に合った学校生活を送ることができるよう、就学前から就学期までに関連する機関・団体でサポートノート^{※19}を活用するなどして、情報共有を行うことにより、個々の成長や障害に応じた教育を充実させていくことが重要となっています。

また、希望する進路などを選択できるよう、学校、ハローワーク、企業等の周囲が障害を理解し、受け入れることができる環境づくりが必要です。

※19 山梨県教育委員会新しい学校づくり推進室で発行している、発育・発達が気になる子どもへの関わり方を整理し、関係者と共有するツール。また、保護者が関係機関に相談する時の補助的な資料としても活用できる。

具体的な取り組み

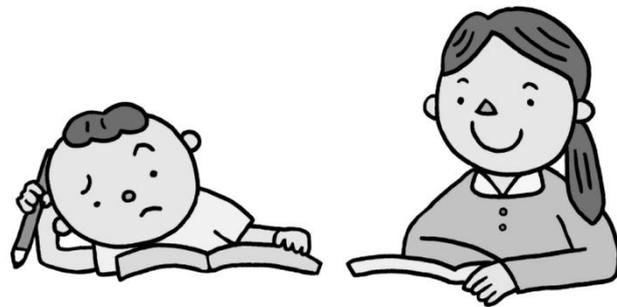
項目		取り組み内容				
5-1	就学时健診の実施と情報共有 教育総務課 健康増進課 子育て支援課 かざぐるま	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校保健安全法に基づき、小学校に就学予定の子どもを対象に、健康診断と適正な就学についての相談・助言等を行います。 ■ 保健師、保育士、教諭、相談支援専門員^{※7}などで共有した情報を個別支援計画に活かし、発育・発達が気になる子どもへの就学前後を通じた切れ目のない支援を行います。まずは、関係者が顔の見える関係を構築します。 	就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期
				○		
5-2	特別支援教育コーディネーター^{※20}の配置 教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発育・発達が気になる子どもへの適切な支援、教育を効果的に行うため、小中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、校内の教職員、保護者、学校外の関係者との連携・協力の調整を行います。 	就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期
				○		
5-3	教員の適切な配置 教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通常の学級において、インクルーシブ^{※2}な教育を目指し、発育・発達が気になる子どもへの適切な支援や教育を行うため、必要に応じて担任に加えて教員を配置することで、学力の保証に努めます。 	就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期
				○		

※7 P 11 を参照。

※20 各小中学校において、校長から指名された教員が務める。学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解に努め、学校内児童生徒への適切な支援のために、連絡・調整役として学校内外の協力体制の構築を図るとともに、保護者に対する窓口を務める。市内各小中学校に1名配置している。

※2 P 2 を参照。

項目	取り組み内容			
5-4 福祉と教育の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就学中の児童・生徒のうち、特別な支援が必要な子ども、また発育・発達が気になる子どもについて、適切に福祉の支援につながるよう、かざぐるまの相談員が、定期的に教育委員会や市内小中学校を訪問し、情報提供・収集や相談支援を行います。 ■ 特別支援学級に在籍している児童・生徒や特別支援学級への在籍を希望した児童・生徒の保護者に対し、かざぐるまなどの相談機関を案内します。 			
	就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期
教育総務課 かざぐるま		○		





第3節 社会参加への支援

(1) 雇用・就労の促進

現状と課題

- 就労は、自立した生活を営むための大切な手段であるとともに、社会参加、社会貢献の促進や本人の生きがいがいづくりにもつながることから、障害者が地域で自立した生活をしていく上で、就労の場の確保は非常に重要です。
- アンケート調査によると、障害者の就労状況については、身体障害者で3割超、知的障害者と精神障害者で4割超が「就労している」と回答しています。その内訳としては、身体障害者と知的障害者では1割強が「民間の企業等に正規の職員として」と回答していますが、知的障害者や精神障害者では「障害福祉サービス事業所で仕事」の割合が多くなっています。
- 障害者にとって住みよいまちをつくるために必要なことでは、知的障害者において「働く場の確保」が4割近くとなっており、知的障害者の就労支援に対する強い要望がうかがえます。
- また、将来のことで不安に感じていることでは、知的障害者の2割、精神障害者の3割超が「十分な収入があるか」と回答しており、収入に対する不安の強さがうかがえます。
- 団体ヒアリングによると、障害者の就労支援は難しく、就労後も定期的な相談や、問題が起きた場合の継続的な支援が必要との声が挙がっています。また、障害者職業センター^{※21}での職業訓練及び職業評価^{※22}を利用することで、障害者の職場定着率が飛躍的に向上するため、こうしたサービスの利用促進に向けた啓発が必要との声が挙がっています。

課題

障害者の自立と社会参加を促進させていくためには、関係機関との連携をとりながら就労の場や機会の確保に努めていくとともに、就労後もできるだけ長く就労を継続できるように、就労後の相談支援等の体制を整備していくことが必要です。

※21 障害者に対して、ハローワークと協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害者の状況に応じた継続的な就労支援を行う。

※22 就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容、方法等を含む、個人の状況に応じた支援計画を策定すること。

具体的な取り組み

項目		取り組み内容									
6-1	ほくとハッピーワーク※23 による就労支援 子育て支援課 福祉課	■ 本庁に設置する「ほくとハッピーワーク」において、ハローワーク韮崎や障害者就業・生活支援センター※24、就労移行支援事業所と連携しながら、障害者等への就労支援を行います。平成25年4月からは開所日をこれまでの週1日から、週5日（土日祝日以外）へ増やし、就労支援の強化を図ります。									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>就学前</th> <th>就学期</th> <th>卒業後/成人</th> <th>高齢期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期			○	○	
就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期								
		○	○								
6-2	就労支援及び就労の場の確保 福祉課	■ 就労系のサービス事業所、相談支援事業所※8と連携し、障害者のそれぞれのニーズ・適性に応じたサービスが提供できるよう努めます。									
		■ 就労支援の一環として、特別支援学校や就労移行支援サービスによる職場実習等を市においても積極的に受け入れます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>就学前</th> <th>就学期</th> <th>卒業後/成人</th> <th>高齢期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期			○	○
就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期								
		○	○								



※8 P11を参照。

※23 市役所内において、北杜市と山梨労働局、ハローワーク韮崎（韮崎公共職業安定所）が一体となり、ハローワークが行う無料職業紹介等、市が行う一人親世帯（母子・寡婦等）、子育て世代（保育園児父母等）、生活保護受給者、障害者等への生活・就労相談等の業務を一体的に実施する取り組み。

※24 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、就業に向けハローワーク、地域障害者職業センター、社会福祉施設をはじめとする関係機関との連絡調整や各種支援を行う。

項目		取り組み内容				
6-3	障害者優先調達推進法^{※25}への対応 福祉課 管財課	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就労施設等からの公共調達を図るため、提供可能な物品やサービスについての情報を収集し、庁内で共有します。 公契約における入札参加資格の審査に、障害者雇用率^{※26}などの障害者雇用への取り組みを加味できるよう検討します。 				
			就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期
					○	○
6-4	障害者雇用に関する事業主向け説明会の開催 福祉課 観光・商工課	<ul style="list-style-type: none"> 山梨労働局・ハローワーク韮崎との協働のもと、障害者雇用に関する事業主向け説明会を開催し、好事例、職場定着のための配慮、各種助成制度などを紹介することを検討します。 				
			就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期
					○	○

障害福祉計画の関連する施策

以下の関連する施策の詳細については、「北杜市障害福祉計画（第3期計画）」で定めています。

●日中活動系サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）(P12)

※25 障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立促進を目的に、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障害者の就労機会を増やすことを図る法律。平成25年4月から施行。

※26 「障害者の雇用の促進等に関する法律」において企業等に義務付けられている、労働者の総数に占める身体障害者・知的障害者の割合。この割合は平成25年4月1日から、一般企業は1.8%→2.0%、国・地方公共団体等は2.1%→2.3%、都道府県などの教育委員会は2.0%→2.2%へと引き上げとなる。

(2) 社会参加への手段の確保

現状と課題

- 障害者の自立支援と積極的な社会参加を促進するためには、いつでも、どこへでも、安全かつ自由に移動できる環境づくりや、誰とでも安心して意思疎通を図れる支援や手段の確保が重要となります。
- アンケート調査によると、移動手段については、いずれの障害も「自動車（人に乗せてもらう）」が最も多く、特に知的障害では約7割となっています。また、「電車」や「バス」といった公共交通機関は1割前後となっており、自動車の重要性がうかがえる反面、自動車がない場合の交通手段の確保が困難であるといえます。外出の際に困ることは、知的障害者と精神障害者において「公共の交通機関が少ない」に2割超の回答があります。また、知的障害者においては、「商店や銀行などでコミュニケーションがとりにくい」が1割強と多くなっています。
- 団体ヒアリングによると、身の回りのことができる子どもについては、徒歩や自転車などでの移動が主ですが、勤務先への通勤などで移動手段がないことが就労などに向けた大きな阻害要因となっていることが挙げられています。
- また、身体障害者手帳を所持する方のうち、「聴覚障害」、「音声機能又は言語機能の障害」がある方は、平成24年12月1日現在で210名にのぼっており、意思疎通（コミュニケーション）を図ることに支障がある方への支援を充実させることが求められています。

課題

交通手段の確保や意思疎通が円滑になるような支援は、障害者の日常生活における利便性向上に資するだけでなく、就学・就労・社会参加の必要条件となるため、それらの妨げとならないよう提供体制の整備が求められています。

具体的な取り組み

項目		取り組み内容				
7-1	外出の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害があっても可能な限り利用できる公共交通体系の整備を図ります。 ■ 地域公共交通会議^{※27}における議論に、引き続き、障害者の代表が参画できるようにします。 ■ 公共交通の利用が困難な方については、福祉有償運送^{※28}やタクシー利用料助成により外出支援を行います。 				
			企画課	就学前	就学期	卒業後/成人
	福祉課	○	○	○	○	
7-2	意思疎通の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため意思疎通を図ることに支障がある方への支援を行うため、手話通訳者及び要約筆記奉仕員を派遣するとともに、地域の中で手話奉仕員を養成します。 ■ 市役所本庁に手話通訳士を設置し、各窓口における手続や相談の際に支援を行います。 				
			福祉課	就学前	就学期	卒業後/成人
		○	○	○	○	

障害福祉計画の関連する施策

以下の関連する施策の詳細については、「北杜市障害福祉計画（第3期計画）」で定めています。

- 訪問系サービス（重度障害者等包括支援、同行援護、行動援護）（P9）
- コミュニケーション支援事業（P20）
- 日常生活用具給付等事業（情報・意思疎通支援用具）（P21）
- 移動支援事業（P22）
- 身体障害者自動車運転免許取得費助成事業（P24）
- 身体障害者自動車改造費助成事業（P25）

※27 道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行う。

※28 バスやタクシー事業者だけでは十分な移動のサービスが行われていない地域において、NPO法人や社会福祉法人等によるボランティア有償運送を認める、自家用有償旅客運送。

(3) 福祉に関する理解促進

現状と課題

- 相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現が、現在、国（内閣府）において策定中の新たな障害者基本計画において基本理念として掲げられています。そこでは、障害や障害者に対する理解を深め「インクルーシブ社会（障害の有無で分け隔てられない社会）」の理念を社会全体に浸透させることが重要です。
- アンケート調査によると、近所づきあいについては、いずれの障害も「あった時はあいさつをする」が4割超で最も多いものの、知的障害者と精神障害者では「つきあいはしていない」が約2割となっており、身体障害者の約1割より多くなっています。
- 差別や偏見等を感じることにについては、身体障害者では「ほとんど感じたことはない」が4割以上で最も多くなっているものの、知的障害者や精神障害者では『感じる（よく感じる＋ときどき感じる）』の割合が4割を超えています。市民からみた日常生活における障害者に対する差別・偏見等の有無でも、4割強が「ある」と回答しています。
- 障害者にとって住みよいまちをつくるために必要なことでは、精神障害者において「市民の障害者・児への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実」に2割強の回答があります。
- 一般市民の約8割は、障害者の問題に『関心がある（非常に関心がある＋ある程度関心がある）』と回答しています。しかし、ここ1年間での障害者にかかわるボランティア活動への参加状況は、8割強が「(参加して) ない」という回答になっています。
- 団体ヒアリングによると、地域との交流があまり活発でなく、相互理解が中々進まないため、今後はもっと積極的に行いたいという意向や、ボランティアが中々集まらない等の声が挙がっています。

課題

障害者に対する理解は進んでいるものの、差別・偏見等は依然として存在しているため、障害や障害者についての知識を学び、理解を深める学校教育や社会教育を充実させる必要があります。

また、一般市民の障害者への関心の高さを行動に結びつけ、地域全体で障害者を支援する人材育成が必要です。

具体的な取り組み

項目		取り組み内容				
8-1	ボランティア活動啓発と、ボランティアの養成・コーディネート	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域に暮らす障害者やその家族に対する支援や相互理解を目的に、かざぐるまにおいて、ボランティア活動の啓発とボランティアの養成を行います。 ■ ボランティアの活動の場を提供するため、関係機関や施設との連携を図ります。 				
		就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期	
		かざぐるま		○	○	
8-2	学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学習指導要領における福祉教育の時間において福祉講話の実施、総合的な学習の時間の中で福祉をテーマにした学習を行います。 ■ 社会科や道徳科の時間を利用し、人権教育の視点から、障害者理解といった授業を各学校で実施します。 				
		就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期	
		教育総務課	○	○		
8-3	一般市民への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自立支援協議会^{※29}等を活用し、市民に対して障害者への理解促進を図り、地域全体で支援できる体制づくりに努めます。 				
		就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期	
		かざぐるま	○	○	○	○

障害福祉計画の関連する施策

以下の関連する施策の詳細については、「北杜市障害福祉計画（第3期計画）」で定めています。

- 地域交流事業（ほかほかハートまつり）（P27）
- ボランティア養成事業（P27）

※29 障害者及び障害児の生活を支えるため、障害福祉サービスの提供体制の確保並びに地域の関係機関の連携強化及びネットワークの構築等に向けた協議の場。

北杜市は、韮崎市と共同で峡北地域障害者自立支援協議会を設置している。

(4) ユニバーサルデザイン^{※6}の促進

現状と課題

- 障害者のみならず誰もが利用できる情報発信媒体、建築物、道路、交通等の生活環境の整備が、人にやさしいまちづくりを進めていく上での課題となっています。
- アンケート調査によると、福祉サービスの情報をどこで知るかについては、障害者全体では「市の広報、パンフレット」が3割以上と最も多くなっており、市の発行物が重要な情報源であることがうかがえます。

課題

ノーマライゼーション^{※1}の理念の実現に向け、障害者が社会へ参加しやすい環境づくりを整備していくためにユニバーサルデザインやアクセシビリティ^{※30}を促進し、人にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

具体的な取り組み

項目		取り組み内容				
9-1	ユニバーサルデザインに配慮した広報誌の作成 政策秘書課	<ul style="list-style-type: none"> 文字の大きさや、読みやすい表現方法等に配慮し、障害の有無や、年齢等にかかわらず多様な人々が読みやすい広報誌の発行に心がけます。 				
			就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期
			○	○	○	
9-2	アクセシビリティを確保したホームページの作成 政策秘書課	<ul style="list-style-type: none"> 誰もがホームページを快適に利用できるよう、文字の大きさ、色使い等に配慮するだけでなく、音声ブラウザへの対応等を引き続き実施します。 				
			就学前	就学期	卒業後/成人	高齢期
			○	○	○	

※1 P1を参照。

※6 P9を参照。

※30 年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

第4章

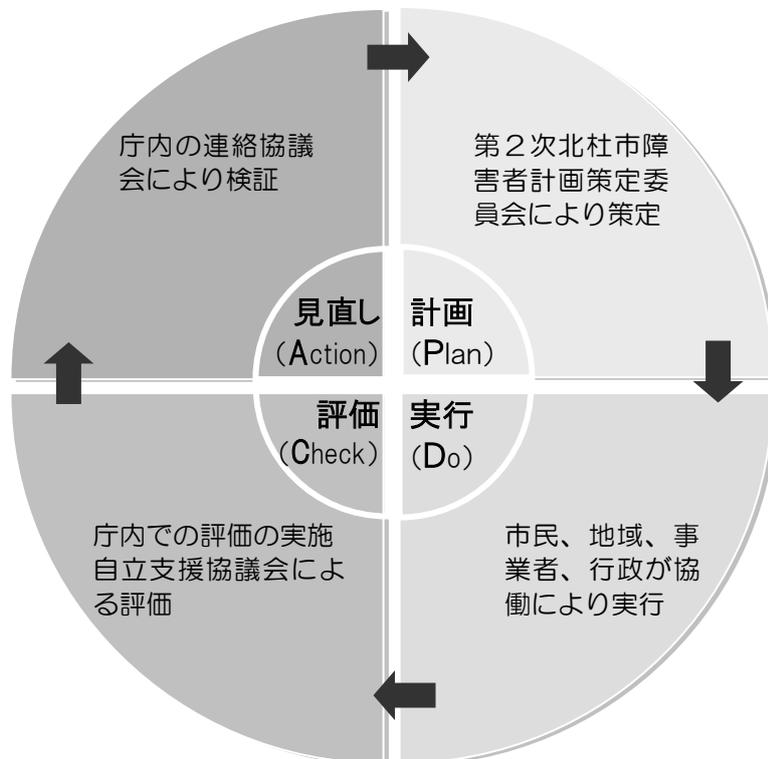
計画の推進体制

計画策定後は、計画の評価・検証について、P D C Aサイクルに基づいて実施します。

P D C Aサイクルとは、計画(Plan)をたて、それを実行(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。

第2次北杜市障害者計画策定委員会が計画を策定し、その計画に基づき、市民、地域、事業者、行政が協働により、障害者が住みなれた地域で安心して自立して暮らせる社会の実現に向けて様々な取り組みを実行していきます。

行政側の視点として、「第3章 具体的な取り組み」に記載されている施策への取り組み状況を点検評価し、庁内の連絡協議会を定期的に行い事業の検証を行います。なお、見直した施策の内容については、評価と併せてホームページなどを使用して市民に広く公開していきます。



資料編

1 特別支援学級数及び生徒数

北杜市内の特別支援学級数及び生徒数についてみると、小学校・中学校全体では学級数は横ばい傾向になりますが、生徒数は若干の減少傾向にあります。

単位: 上段/学級、下段/人		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学校	学級	21	20	21
	生徒数	47	40	40
中学校	学級	9	10	9
	生徒数	25	25	22
合計	学級	30	30	30
	生徒数	72	65	62

資料：教育総務課（各年 5 月 1 日現在）

2 北杜市から特別支援学校への通学生徒数

北杜市から特別支援学校への通学生徒数をみると、身体障害の生徒数は横ばい傾向にあります。知的障害の通学生徒数は増加傾向にあります。

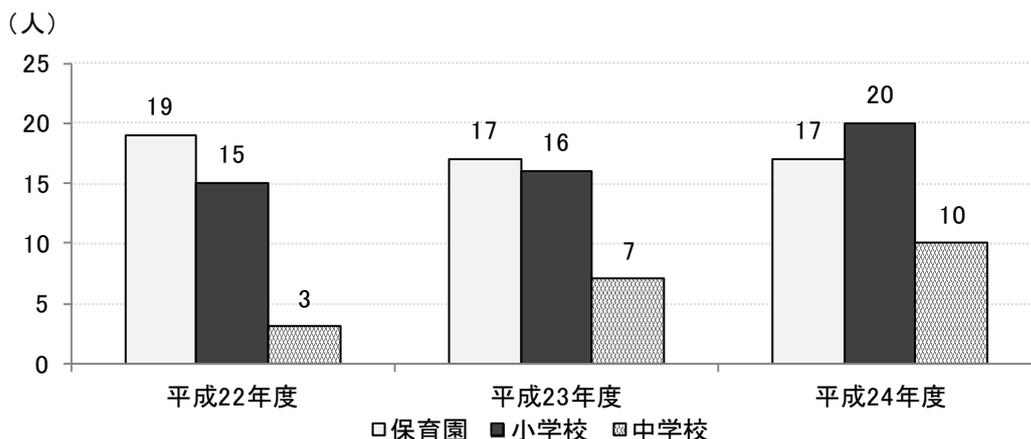
単位: 人		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学部	身体障害	1	1	0
	知的障害	2	3	4
	精神障害	0	0	0
中学部	身体障害	1	0	1
	知的障害	6	5	6
	精神障害	0	0	0
高等部	身体障害	0	1	1
	知的障害	14	19	24
	精神障害	0	0	0
小計	身体障害	2	2	2
	知的障害	22	27	34
	精神障害	0	0	0
合計		24	29	36

聴取：わかば支援学校、あけぼの支援学校、山梨大学教育人間科学部付属特別支援学校
（各年 5 月 1 日現在）

3 保育園・小中学校での加配職員数

保育園・小中学校で特別な支援を行うために職員を追加で配置しています。こうした加配職員数の推移をみると、保育園は横ばい傾向となっていますが、小学校、中学校は平成22年度から平成24年度の3年間で増加傾向となっています。

■保育園・小中学校の加配職員数の推移



資料：保育園の数値は子育て支援課（各年4月1日現在）
小学校・中学校の数値は教育総務課（各年5月1日現在）

4 障害者やそのご家族からの相談件数

かざぐるま開所後に本市で受けた件数についてみると、重度心身障害以外の障害では相談件数が増加しています。また、障害別の相談件数をみると精神障害は相談件数の中で最も多く、平成24年度では360件で相談件数の全体の約半数を占めています。

計画相談支援^{※10}件数の実績として、障害別計画作成件数をみると、平成24年度は29件となっており、精神障害が19件と最も多くなっています。

■障害別相談件数（実利用者数）

単位：人	身体	重度心身障害	知的	精神	発達障害	高次脳機能障害	その他	合計
平成23年度	37	4	63	124	9	4	12	253
平成24年度	96	2	149	360	25	5	16	653

※平成23年度の数値については、かざぐるまの開設された平成23年10月から翌3月まで、平成24年度の数値については平成24年4月～12月までの相談対応件数となっている。

資料：かざぐるま

■障害別計画作成件数

単位：件	精神障害者	知的障害者	身体障害者	発達障害者	合計
平成24年度	19	5	3	2	29

※かざぐるま、らいむ、あおいそら（P38参照）の平成24年4月～12月までの計画作成実績の合計。

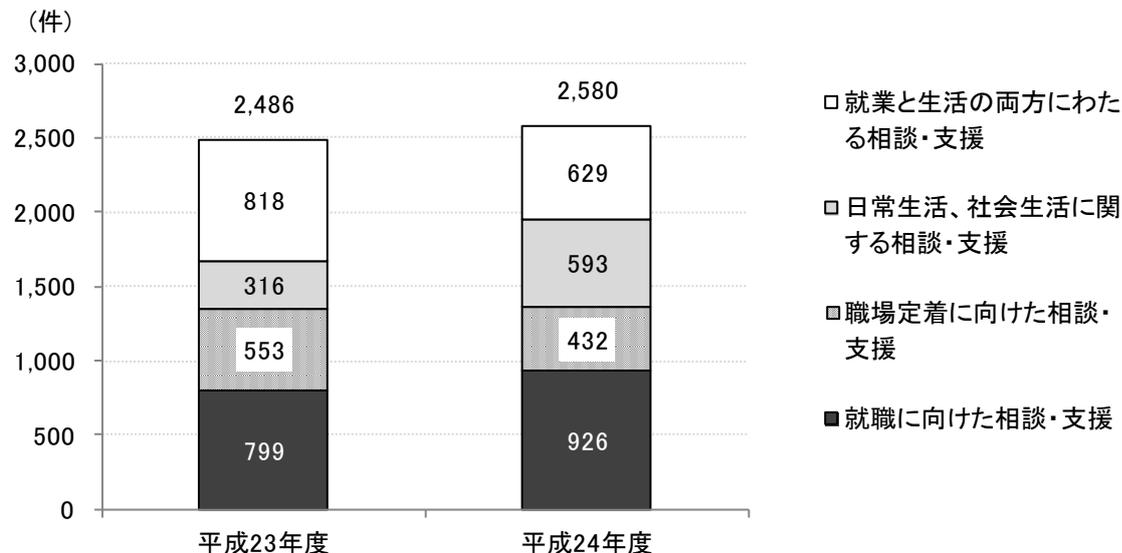
資料：かざぐるま

※10 P12を参照。

5 障害者就業・生活支援センター※24 相談対応件数

障害者就業・生活支援センターにおける相談支援件数についてみると、平成24年12月まで2,580件であり、平成23年度よりも増加しています。また、相談・支援の内訳をみると日常生活、社会生活に関する相談・支援が増加しています。

■ 支援対象障害者に対する相談・支援件数(内容別)
(峡北・峡西・峡南地域)



※平成24年度は、平成24年4月～12月までの相談・支援件数の合計。

資料：障がい者就業・生活支援センター陽だまり

6 ほくとハッピーワークでの相談件数及び就職者数

ほくとハッピーワークでの相談件数及び就職をした障害者については、事業開始初年度で相談が12件あり、そのうち、就職につながった人が5人となっています。

■ 相談件数及び就職者数(平成24年度)

単位: 件、人	平成24年度
障害者の相談件数	12
就職者数	5

※相談件数は事業開始した平成24年6月18日から平成25年2月28日までの合計。

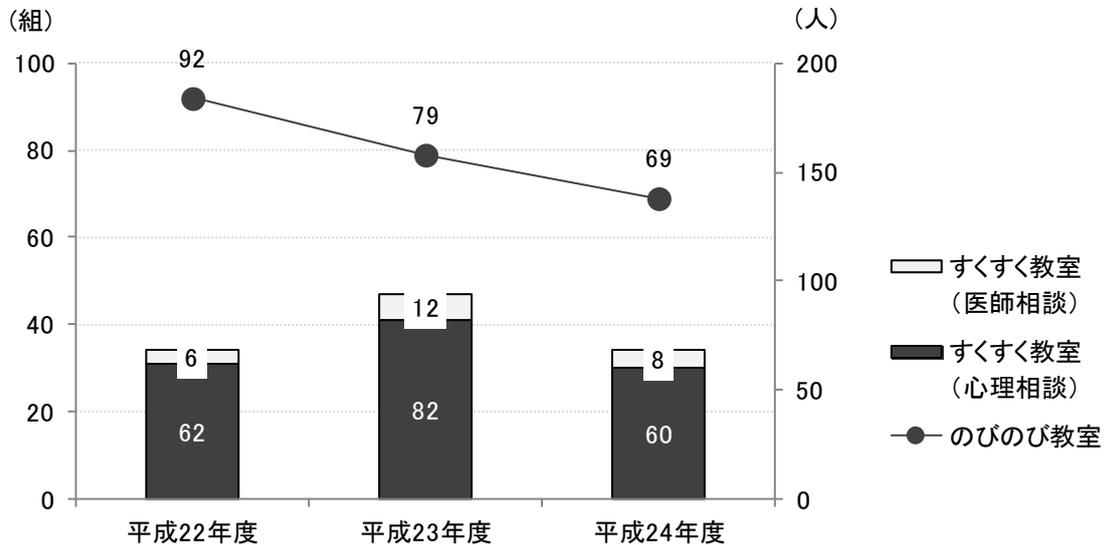
資料：子育て支援課

※24 P26 を参照。

7 親子のびのび教室及びすくすく相談の件数

親子のびのび教室の相談件数は、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて減少傾向にありますが、すくすく教室の医師相談、心理相談は横ばい傾向となっています。

■親子のびのび教室及びすくすく相談の件数

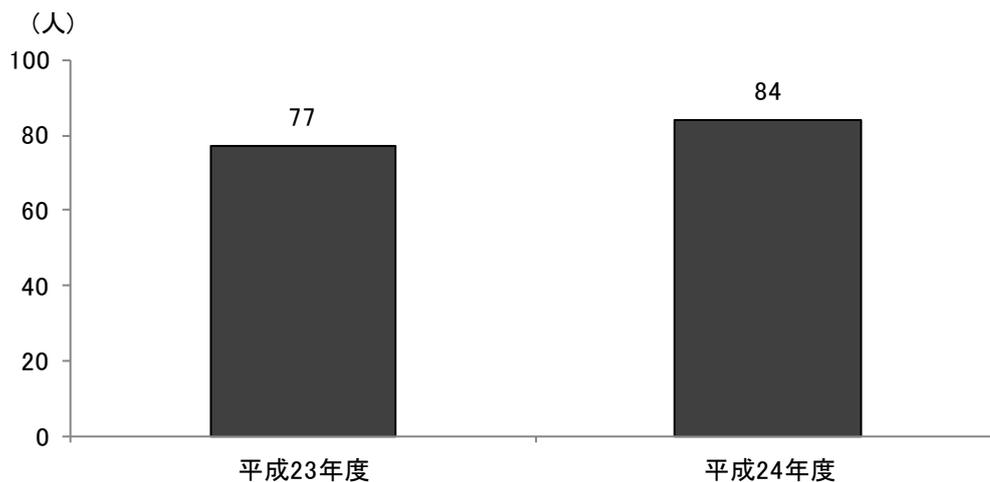


資料：健康増進課

8 障害者の災害時要援護者支援制度^{※13}の登録状況

障害者の災害時要援護者支援制度の登録状況は、平成 24 年度で 84 人となっており、平成 23 年度よりも若干増加しています。

■障害者の災害時要援護者支援制度の登録人数



※平成 24 年度の登録数は 1 月 31 日現在までの登録数を掲載。

資料：福祉課

※13 P16 を参照。

9 市内相談先一覧

	施設名	所在地	電話番号	備考
1	障害者総合支援センター (かざぐるま)	北杜市長坂町長坂上条 2233	0551-42-1411	基幹相談支援センター
2	あおいそら	北杜市長坂町大井ヶ森 994-1	0551-20-4400	
3	らいむ	北杜市長坂町長坂下条 1368-1	0551-32-0035	
4	障がい者就業・生活支援 センター (陽だまり)	北杜市長坂町長坂上条 2233	0551-45-9901	

10 福祉避難所一覧

	施設名	所在地
1	明野ゆうゆうふれあい館	北杜市明野町浅尾新田 1499-1
2	須玉町デイサービスセンター	北杜市須玉町藤田 799-1
3	高根町デイサービスセンター	北杜市高根町箕輪新町 50
4	高根保健センター	北杜市高根町箕輪 697
5	障害者総合支援センター (かざぐるま)	北杜市長坂町長坂上条 2233
6	大泉町デイサービスセンター	北杜市大泉町谷戸 1880
7	小淵沢町デイサービスセンター	北杜市小淵沢町 6266
8	小淵沢保健センター	北杜市小淵沢町 6266
9	白州町デイサービスセンター	北杜市白州町大武川 344-19
10	武川町デイサービスセンター	北杜市武川町牧原 1322
11	障害福祉サービス事業所 緑の風	北杜市長坂町大井ヶ森 994-1
12	白州いずみの家	北杜市白州町白須 8438
13	グループホームあさひテレサホーム	北杜市高根町村山北割 86-6
14	キッズステーション	北杜市須玉町藤田 441-2
15	障害者支援施設グリーンヒルホーム	北杜市明野町上手 520
16	特別養護老人ホーム 明山荘	北杜市明野町上手 520
17	障害者支援施設 第二仁生園	北杜市長坂町小荒間 27-4

	施設名	所在地
18	仁生園デイサービスセンター	北杜市長坂町小荒間 1293
19	障害福祉サービス事業所フレンズ武川	北杜市武川町柳澤 2946-12
20	障害福祉サービス事業所 ホクト甲斐	北杜市武川町柳澤 2946-16
21	パル実郷	北杜市高根町箕輪 2270-1
22	北杜の郷	北杜市高根町村山西割 1689-2
23	星の里	北杜市長坂町小荒間 1095-7
24	菜の花	北杜市長坂町長坂下条 1368-1
25	春の陽	北杜市長坂町長坂下条 1368-1
26	ふれんどりー・ゆう	北杜市須玉町比志 3621-31
27	峡北シルバーケアホーム	北杜市長坂町渋沢 907
28	特別養護老人ホーム 長寿荘	北杜市須玉町比志 6465-3
29	通所介護事業所ほくと・ぬくもり	北杜市須玉町若神子 2120-1
30	小規模多機能型居宅介護事業所ほくと・ぬくもり	北杜市須玉町若神子 2120-1
31	介護老人保健施設 フルリアルむかわ	北杜市武川町柳澤 740-1
32	よりどころ・ほくと・さくら苑	北杜市長坂町白井沢 1172-19
33	ほくと夢ポケットデイサービスセンター	北杜市高根町村山西割 2051-1
34	ほくと夢ポケットⅡデイサービスセンター	北杜市高根町村山西割 2044-1
35	ほくと夢ポケットⅢデイサービスセンター	北杜市長坂町大八田 1576-27

11 用語解説一覧

あ行

アクセシビリティ（あくせしびりてい）

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

インクルージョン（いんくるーじょん）

本来「包含、包み込む」ことを意味する。すべての人を社会の構成員として包み、支え合い、共生する、共に生きる社会を目指すという考え方であり、障害者が普通の場所で普通に生活すること。

か行

グループホーム（ぐるーぷほーむ）

障害者が一般住宅などで、家事等の日常生活上の支援を受けながら少人数で自立した生活をする居住の場。

計画相談支援（けいかくそうだんしえん）

特定相談支援事業者がサービス等利用計画とよばれるケアプランを作成し、障害者の日常生活や社会生活を支援すること。

さ行

災害時要援護者支援制度（さいがいじょうえんごしゃしえんせいど）

災害時に何らかの手助けが必要な人（要援護者）の情報を日頃から地域内で共有し、声かけなどの日常的な活動を通じて、災害時の安否確認や避難支援などが行えるよう、行政区（自主防災組織）、消防団、民生委員・児童委員、近所の方などが連携して支援していく制度。

サポートノート（さぽーとのーと）

山梨県教育委員会新しい学校づくり推進室で発行している、発育・発達が気になる子どもへの関わり方を整理し、関係者と共有するツール。また、保護者が関係機関に相談する時の補助的な資料としても活用できる。

自主防災組織（じしゅぼうさいそしき）

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織。

障害者雇用率（しょうがいしゃこようりつ）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において企業等に義務付けられている、労働者の総数に占める身体障害者・知的障害者の割合。この割合は平成 25 年 4 月 1 日から、一般企業は 1.8%→2.0%、国・地方公共団体等は 2.1%→2.3%、都道府県などの教育委員会は 2.0%→2.2%へと引き上げとなる。

障害者就業・生活支援センター（しょうがいしゃしゅうぎょう・せいかつしえんせんたー）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、就業に向けハローワーク、地域障害者職業センター、社会福祉施設をはじめとする関係機関との連絡調整や各種支援を行う。

障害者職業センター（しょうがいしゃしよくぎょうせんたー）

障害者に対して、ハローワークと協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害者の状況に応じた継続的な就労支援を行う。

障害者優先調達推進法（しょうがいしゃゆうせんちょうたつすいしんほう）

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立促進を目的に、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障害者の就労機会を増やすことを図る法律。平成 25 年 4 月から施行。

職業評価（しよくぎょうひょうか）

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容、方法等を含む、個人の状況に応じた支援計画を策定すること。

自立支援協議会（じりつしえんきょうぎかい）

障害者及び障害児の生活を支えるため、障害福祉サービスの提供体制の確保並びに地域の関係機関の連携強化及びネットワークの構築等に向けた協議の場。

北杜市は、斐崎市と共同で峡北地域障害者自立支援協議会を設置している。

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

認知症高齢者や知的障害、精神障害者などの「判断能力が不十分な方の権利を擁護する」ための制度。本人の判断能力が不十分になった後に、後見人を立て、家庭裁判所へ申請し決定する「法定後見」と、将来の後見人の候補者を本人があらかじめ選任しておく「任意後見」がある。

相談支援事業所（そうだんしえんじぎょうしょ）

障害者の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う。

相談支援専門員（そうだんしえんせんもんいん）

障害者の日常生活上の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する。

た行

地域公共交通会議（ちいきこうきょうこうつうかいぎ）

道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行う。

地域療育コーディネーター（ちいきりょういくこーでいねーたー）

在宅の障害児（者）やその家族の地域での生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談を行う。

デイケア（でいけあ）

地域の障害者について、日中活動の場や居場所を提供することにより、支援員・地域住民ボランティアとの様々な活動を実施し、地域生活の支援を行うもの。

特別支援教育コーディネーター（とくべつしえんきょういくこーでいねーたー）

各小中学校において、校長から指名された教員が務める。学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解に努め、学校内児童生徒への適切な支援のために、連絡・調整役として学校内外の協力体制の構築を図るとともに、保護者に対する窓口を務める。市内各小中学校に1名配置している。

な行

ノーマライゼーション（のーまらいぜーしょん）

障害のある人もそうでない人も、社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、地域の中でともに生活することが正常な社会の在り方であるという考え方。

は行

発達障害（はったつしょうがい）

精神面、運動面の発達に問題があつて、日常生活に支障があり、社会適応に向けた支援が必要な状態。幼児のうちに現れることが多く、どんな能力に障害があるのか、どの程度なのかは人によって異なる。発達障害者支援法においては「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

バリアフリー（ばりあふりー）

誰もが自立した生活を送れるようにするために、障害者や高齢者の生活や行動を差別したり、妨害するものを取り除こうとする概念。バリアには、都市環境・建築物等の物理的なバリア、人間の意識や態度、行動などの背景にある心理的なバリア、社会的な制度のバリア、コミュニケーションのバリアなどが挙げられる

福祉避難所（ふくしひなんじょ）

高齢者や障害者など、災害時に援護が必要な人たちに配慮した市指定の避難所。北杜市の指定施設は35施設。（P38 参照）

福祉有償運送（ふくしゆうしょううんそう）

バスやタクシー事業者だけでは十分な移動のサービスが行われていない地域において、NPO法人や社会福祉法人等によるボランティア有償運送を認める、自家用有償旅客運送。

ほくとハッピーワーク（ほくとはっぴーわーく）

市役所内において、北杜市と山梨労働局、ハローワーク韮崎（韮崎公共職業安定所）が一体となり、ハローワークが行う無料職業紹介等、市が行う一人親世帯（母子・寡婦等）、子育て世代（保育園児父母等）、生活保護受給者、障害者等への生活・就労相談等の業務を一体的に実施する取り組み。

北杜ほっとメール（ほくとほっとめーる）

地域の災害情報・防災情報・防犯情報などを、登録した市民の携帯電話やパソコンに配信をするサービス。

や行

山梨県障害者幸住条例（やまなしけんしょうがいしゃこうじゅうじょうれい）

障害者の自立と社会、経済、文化活動への積極的な参加を促進し、障害者が生きがいを持って幸せに暮らすことのできる社会づくりを推進することを目的に、山梨県において制定された条例。

ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

年齢や性別、障害のあるなしに関わらず、できるだけ多くの人が利用可能なデザインにすること。

ら行

療育（りょういく）

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる治療教育のこと。

12 第2次北杜市障害者計画策定経緯

年	月 日	内 容
平成 24 年	8月 23 日	策定委員会（第1回） ① 北杜市障害者計画概要等について ② 北杜市の障害者施策について ③ アンケート調査について ④ その他
	9月 28 日～10月 12 日	平成 24 年 アンケート調査の実施 ●北杜市全域で各種手帳所持者及び発達障害の診断を受けている児童 2,628 人に実施、有効回答数が 1,442 件で 54.9% ●北杜市に在住の市民、1,000 人に実施、409 件で 40.9%
	10月 31 日 11月 6 日	団体ヒアリング調査の実施 ・社会福祉法人 緑樹会 ・中北保健所峡北支所（健康増進課 同席） ・山梨県肢体障害者協議会 ・特定非営利活動法人峡北地域生活支援システム杜の風キッズクラブひまわり ・山梨県立わかば支援学校（教育総務課 同席） ・ハローワーク韮崎 ・地方独立行政法人山梨県立北病院
	11月 14 日 11月 16 日	庁内ヒアリング調査の実施
	11月 29 日	策定委員会（第2回） ① アンケート調査結果報告について ② ヒアリング調査結果報告について ③ 第2次北杜市障害者計画骨子（案）について ④ その他
	平成 25 年	1月 16 日
1月 24 日		策定委員会（第3回） ① 第2次北杜市障害者計画の素案について ② 自立支援協議会意見聴取結果報告について ③ その他
2月 8 日～2月 28 日		パブリックコメントの募集
3月 14 日		策定委員会（第4回） ① パブリックコメントの結果報告について ② 第2次北杜市障害者計画最終案について

13 第2次北杜市障害者計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	委員会役職
山田 カ三	北杜市精神障害者家族会	会長
里見 達也	帝京学園短期大学 専任講師	副会長
浅川 敏郎	北杜市身体障害者福祉会	
小泉 晃彦	山梨県相談支援体制整備特別アドバイザー	
小松 二三子	北杜市中心身障害児者連絡会 会長	
出口 幸英	山梨県相談支援体制整備事業中北圏域マネージャー	
藤巻 努	当事者	
三沢 聡	(株)アルプス 代表取締役	
宮川 恒雄	北杜市校長会 会長	
吉村 真弓	山梨県立あけぼの医療福祉センター	

第2次北杜市障害者計画

発行日 平成25年3月

発行 北杜市福祉課

山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

TEL : 0551-42-1334

FAX : 0551-42-1125

策定支援 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所